（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十四条に規定する業務及び農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第六十三号）第十七条に規定する業務を除く。）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この告示は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

○財務省・農林水産省告示第二十四号

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）の施行に伴い、及び食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十五条第一項の規定に基づき、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第七条第一項の農林水産大臣及び財務大臣が指定する資金（平成三年大蔵省・農林水産省告示第五号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月十八日

財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第十五条第一項の農林水産大臣及び財務大臣が指定する資金 第一　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　食品等事業者　食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条第二項に規定する食品等事業者（食品等の流通の事業を行う者のうち専ら運輸業を営む者を除く。）をいう。 （削る）	食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第七条第一項の農林水産大臣及び財務大臣が指定する資金 第一　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　食品等製造業者　食品等の製造又は加工の事業を行う者をいう。 二　食品等製造事業協同組合等　次に掲げる法人であって食品等製造業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするものをいう。 1　事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会 2　協業組合、商工組合及び商工組合連合会 3　消費生活協同組合連合会 4　水産加工業協同組合連合会